

埼玉県警察広聴広報活動に関する訓令

昭和 50 年 8 月 28 日

警察本部訓令第 15 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察広聴広報活動に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察広聴広報活動に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察における広聴及び広報活動の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広聴 あらゆる機会をとらえて、県民の要望、苦情、意見等をは握することをいう。

(2) 広報 あらゆる広報媒体によつて、県民に警察及び警察活動の実情を知らせることをいう。

(職員の心構え)

第 3 条 埼玉県警察職員は、広聴及び広報活動の推進者であることを自覚し、常に必要な知識、常識の涵養等に努めるとともに、県民の理解と協力が得られるように努めなければならない。

(所属長の責務)

第 4 条 所属長は、常に社会の変化に対応した積極的かつ効果的な広聴及び広報活動の推進に努めなければならない。

一部改正〔昭和 51 年本部訓令第 7 号、平成 12 年本部訓令第 22 号〕

(広報課長の責務)

第 5 条 総務部広報課長は、広聴及び広報活動に関する総合的企画及び連絡調整並びに指導教養の推進に努めなければならない。

一部改正〔平成 12 年本部訓令第 22 号〕

(広聴広報担当者)

第 6 条 所属に広聴広報担当者を置く。

2 広聴広報担当者は、次席をもつて充てる。

3 広聴広報担当者は、上司の命を受け、所属における広聴及び広報活動に関する企画及び連絡調整並びに広報重点及び指導教養の推進に努めなければならない。

一部改正〔昭和51年本部訓令第7号、55年第9号、63年第9号、平成元年本部訓令第17号6年第28号、8年第17号、12年第22号〕

附 則

この訓令は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月26日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成元年7月26日から施行する。〔以下省略〕

附 則（平成5年8月31日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年9月12日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成8年9月12日から施行する。

附 則（平成12年4月28日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。